

京都市条例の読点の表記を改める条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年4月13日

京都市長 門川大作

京都市規則第 3 号

京都市条例の読点の表記を改める条例の一部の施行期日を定める規則

京都市条例の読点の表記を改める条例中第1条第3号の規定の施行期日は、この規則の公布の日とする。

(総合企画局情報化推進室)